

別表第1（第2条関係）

日常生活用具の種目及び性能

種目	対象者	基準額	性能等	更新年数
【介護・訓練支援用具】				
特殊寝台	下肢又は体幹機能障がい1・2級 （18歳以上）	154,000 円	原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの。	10年
特殊マット	下肢又は体幹機能障がい1級 （18歳以上で常時介護を要する者）	100,000 円	褥瘡の防止又は失禁等による汚染又は損耗を防止できる機能を有するもの。	5年
特殊尿器	下肢又は体幹機能障がい1級 （6歳以上で常時介護を要する者）	84,000 円	尿が自動的に吸収されるもので、障がい児・者又は介護者が容易に使用し得るもの。	5年
		20,900 円	「特殊尿器」として購入した本体の付属品であり、尿を吸収するため、陰部から尿をためる部分へつながる管で、本体とは別に交換が可能なもの。	1年
入浴担架	下肢又は体幹機能障がい1・2級 （3歳以上で入浴時に家族等他人の介助を要する者）	82,400 円	障がい児・者を担架に乗せたままリフト装置により入浴させるもの。	5年
体位変換器	下肢又は体幹機能障がい1・2級 （6歳以上で下着交換等時に家族等他人の介助を要する者）	15,000 円	介助者が障がい児・者の体位を変換させるのに容易に使用し得るもの。	5年
移動用リフト（昇降機）	下肢又は体幹機能障がい1・2級 （3歳以上）	200,000 円	介護者が重度身体障がい児・者を移動させるにあたって、容易に使用し得るもの。ただし、住宅改修を伴うものを除く。	8年
訓練用ベッド	下肢又は体幹機能障がい1・2級 （6歳以上 18歳未満）	159,200 円	腕、脚等の訓練のできる器具を備えたもの。	8年

種目	対象者	基準額	性能等	更新年数
【自立生活支援用具】				
入浴補助用具	下肢又は体幹機能障がい（３歳以上で入浴時に介助を要する者）	90,000 円 ※種類の異なる複数の商品を給付する場合は、初回購入から５年の期間内に購入する合計額とする。	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、障がい児・者又は介助者が容易に使用し得るもの。ただし、設置にあたり住宅改修を伴うものを除く。	５年 ただし、給付した商品ごとに購入日から適用する。
便器	下肢又は体幹機能障がい１・２級 （６歳以上）	4,450 円 手すり付 15,000 円	障がい児・者が容易に使用し得るもの（手すりをつけることができる）ただし、取替えにあたり住宅改修を伴うものを除く。	８年
温水洗浄便座操作パネル	上肢障がい１・２級 知的障がいＡ判定（訓練を行っても自ら排便後の処理が困難な者） （６歳以上）	21,600 円	障がい児・者が容易に使用し得るものであって、排泄の自立が図られるもの。ただし、取替えにあたり住宅改修を伴うものを除く。	５年
歩行補助つえ （一本杖）	下肢・体幹・平衡・移動機能障がい	5,000 円	手に持って歩行の補助となる一本の長い棒で、片側の使用のみで歩行が可能となるもの	３年
移動支援用具	平衡機能又は下肢若しくは体幹機能障がい （３歳以上で家庭内の移動等において介助を要する者）	60,000 円 ※種類の異なる複数の商品を給付する場合は、初回購入から８年の期間内に購入する合計額とする。	おおむね次のような性能を有する手すり、スロープ等であること。 ただし、設置にあたり住宅改修を伴うものを除く。 ア 障がい児・者の身体機能の状態を十分踏まえたものであって必要な強度と安定性を有するもの。 イ 転倒予防、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具とする。	８年 ただし、給付した商品ごとに購入日から適用する。

種目	対象者	基準額	性能等	更新年数
【自立生活支援用具】				
頭部保護帽	下肢、体幹、平衡機能、 移動機能障がい 知的障がい 精神障がい（てんかん発 作等の症状のある者） ※知的障がいＢ・Ｃ判 定、精神障がいについて は、医師意見書により頻 繁に転倒することが確認 できる者	スポンジ・革製 15,656 円 スポンジ・革・プラスチ ック製 37,852 円 ※レディメイドの場合 は、上記それぞれの 基準額の 80%以 内の額	ヘルメット型で、転倒の際に頭部 を保護できる性能を有するもの。	3 年 ※ 18 歳 未満の児 童に係る 成長に伴 う耐用年 数内の再 作成は可 能とする。 ただし、1 年未満の 再作成は 不可。
火災警報器	身体障がい 1・2 級 知的障がい A 判定 精神障がい 1 級 （火災発生の感知及び避 難が著しく困難な障がい 者のみの世帯及びこれに 準ずる世帯）	20,350 円／台	室内の火災を煙又は熱により感 知し、音又は光を発し屋外にも 警報ブザーで知らせ得るもの。 （必要に応じ 1 世帯 2 台を限 度とする。） ただし、設置個所は消防法によ り設置義務となっているところとす る。	8 年
自動消火器	身体障がい 1・2 級 知的障がい A 判定 精神障がい 1 級 （火災発生の感知及び避 難が著しく困難な障がい 者のみの世帯及びこれに 準ずる世帯）	24,200 円	室内温度の異常上昇又は炎の 接触で自動的に消火液を噴射 し、初期火災を消火し得るも の。	8 年 ※消火器 に定めら れた使用 期限を過 ぎた場合 はこの限り ではない。
電磁調理器	視覚障がい 1・2 級 知的障がい A 判定 （18 歳以上）	20,000 円	障がい者が容易に使用し得るも の ※調理器具等の付属品は除 く。 ※一世帯一台限り	6 年
歩行時間延長信号 機用小型送信機	視覚障がい 1・2 級 （6 歳以上）	12,000 円	障がい児・者が容易に使用し得るもの。	10 年

種目	対象者	基準額	性能等	更新年数
【自立生活支援用具】				
聴覚障がい者用 屋内信号装置	聴覚障がい２級 （聴覚障がい者のみの 世帯及びこれに準ずる世 帯で日常生活上必要と 認められる世帯）	87,400 円 ※種類の異なる複数の 商品を給付する場 合は、初回購入から １０年の期間内に 購入する合計額とす る。	音、声音等を視覚、触覚等によ り知覚できるもの。 なお、サウンドマスター、聴覚障が い者用目覚時計、聴覚障がい 者用屋内信号灯を含む。	１０年 ただし、給 付した商 品ごとに 購入日か ら適用す る。
視覚障がい者自立 支援用具 （物品識別装置 、電子式歩行補助 具、音響案内装置 、視覚障がい者用 学習用具、音声色 彩判別装置、紙幣 識別機及び活字文 書読上げ装置のうち １用具）	視覚障がい１・２級 （６歳以上）	100,000 円	障がい児・者が容易に使用し得 るもの。	６年 （用具の 購入に要 する費用 が 50,000 円に満た ないときは ３年）

種目	対象者	基準額	性能等	更新年数
【在宅療養等支援用具】				
透析液加温器	腎臓機能障がい１・３級 （３歳以上で自己連続携 行式腹膜灌流 法（ＣＡＰＤ）による 透析療法を行う者）	51,500 円	透析液を加温し、一定温度に 保もの。	５年
ネブライザー （吸入器）	呼吸器機能障がい１・３級 同程度の身体障がい （呼吸器機能障がい以外 は、意見書により必要と認め られる者）	36,000 円	障がい児・者が容易に使用し得 るもの。	５年
電気式たん吸引 器	呼吸器機能障がい１・３級 同程度の身体障がい （呼吸器機能障がい以外 は、意見書により必要と認め られる者）	56,400 円	障がい児・者が容易に使用し得 るもの。	５年

種目	対象者	基準額	性能等	更新年数
【在宅療養等支援用具】				
ネブライザー（吸入器）付電気式たん吸引器	呼吸器機能障がい１・３級 同程度の身体障がい （呼吸器機能障がい以外は、意見書により必要と認められる者）	73,440 円	障がい児・者が容易に使用し得るもの。 ※ネブライザー（吸入器）及び電気式たん吸引器単体との併給は不可	５年
酸素ボンベ運搬車	医療保険における在宅酸素療法を行う者	17,000 円	障がい者が容易に使用し得るもの。	１０年
視覚障がい者用体温計	視覚障がい１・２級 （６歳以上）	9,000 円	障がい児・者が容易に使用し得るもの。 ※一世帯一台限り	５年
視覚障がい者用体重計	視覚障がい１・２級 （６歳以上）	16,200 円	障がい児・者が容易に使用し得るもの。 ※一世帯一台限り	５年
視覚障がい者用血圧計	視覚障がい１・２級 （６歳以上）	11,000 円	障がい児・者が容易に使用し得るもの。 ※一世帯一台限り	５年
動脈血中酸素飽和度測定器 （パルスオキシメーター）	呼吸器機能障がいであって医療保険における在宅酸素療法を行う者	42,000 円	動脈血中の酸素を測定できるものであって、障がい児・者又は介護者が容易に使用し得るもの。	５年
発電機	呼吸器機能障がい１・３級 同程度の身体障がい （人工呼吸器・電気式たん吸引器・ネブライザー・酸素濃縮器のいずれかを使用している者で過去５年以内に給付が確認できる者以外は意見書が必要）	100,000 円	使用する医療機器の専用バッテリー、外部バッテリー又はポータブル電源を充電できるもの	１０年
人工呼吸器用バッテリー	呼吸器機能障がい１・３級 同程度の身体障がい （人工呼吸器を使用している者）	100,000 円	使用する人工呼吸器に使用できるもの	５年
外部バッテリー又はポータブル電源	呼吸器機能障がい１・３級 同程度の身体障がい （人工呼吸器・電気式たん吸引器・ネブライザー・酸素濃縮器のいずれかを使用している者で過去５年以内に給付が確認できる者以外は意見書が必要）	50,000 円	使用する医療機器に使用できるもの	５年

種目	対象者	基準額	性能等	更新年数
【情報・意思疎通支援用具】				
携帯用会話補助装置	音声若しくは言語機能障がい者又は肢体不自由児・者（６歳以上で発音・発語に著しい障がいを有する者）	98,800 円	携帯式で、ことばを音声又は文章に変換する機能を有し、障がい者が容易に使用し得るもの。	５年
情報・通信支援用具	視覚障がい１・２級又は上肢障がい１・２級（６歳以上）	150,000 円 ※種類の異なる複数の商品を給付する場合は、初回購入から４年の期間内に購入する合計額とする。	障がい者向けのパーソナルコンピュータの周辺機器及び専用ソフト。	４年 ただし、給付した商品ごとに購入日から適用する。
点字ディスプレイ	視覚障がい１級の者又は視覚障がい２級かつ聴覚障がい２級の者（１８歳以上）	383,500 円	文字等のコンピュータの画面情報を点字等により示すことのできるもの。	６年
点字器	視覚障がい児・者であって、点字で文字を打ち、日常生活に必要な者	10,400 円	点字を打つことができるもの。	５年
点字タイプライター	視覚障がい１・２級（６歳以上）	74,000 円	障がい児・者が容易に使用し得るもの。	５年
視覚障がい者用ポータブルレコーダー	視覚障がい１・２級（６歳以上）	録音再生機 85,000 円 再生専用機 48,000 円	音声等により操作ボタンが知覚又は認識でき、かつ、ＤＡＩＳＹ方式による録音並びに当該方式により記録された図書の再生が可能な製品であって、視覚障がい児・者が容易に使用し得るもの。	６年
※視覚障がい者用テープレコーダー （上記視覚障がい者用ポータブルレコーダーを希望しない場合）	視覚障がい１・２級（６歳以上） ※視覚障がい者用ポータブルレコーダーとの併給は不可	23,000 円	音声等により操作ボタンが知覚又は認識でき、記録された図書の再生が可能な製品であって、視覚障がい児・者が容易に使用し得るもの。	５年
視覚障がい者用拡大読書器	視覚障がい（６歳以上）	198,000 円	画像入力装置を読みたいもの（印刷物等）の上に置くことで、簡単に拡大された画像（文字等）をモニターに映し出せるもの。 又は音声により読み上げることができるもの。	８年

種目	対象者	基準額	性能等	更新年数
【情報・意思疎通支援用具】				
視覚障がい者用時計	視覚障がい1・2級	触読時計 13,450 円 音声時計 16,300 円	障がい者が容易に使用し得るもの。	10年
聴覚障がい者用通信装置	聴覚障がい児・者又は発声・発語に著しい障がいを有する者 (6歳以上で、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められる者)	30,000 円	一般の電話に接続することができ、音声の代わりに、文字等により通信が可能な機器であり、障がい児・者が容易に使用し得るもの。	5年
聴覚障がい者用情報受信装置	聴覚障がい児・者であって、本装置によりテレビの視聴が可能になる者	88,900 円	字幕及び手話通訳付きの聴覚障がい者用番組並びにテレビ番組に字幕及び手話通訳の映像を合成したものを画面に出力する機能を有し、かつ、災害時の聴覚障がい者向け緊急信号を受信するもので、障がい児・者が容易に使用し得るもの。	6年
人工喉頭	音声機能喪失者 (喉頭摘出者)	笛式 5,150 円	呼気によりゴム等の膜を振動させ、ビニール等の管を通じて音源を口腔内に導き構音化するもの。	4年
		※気管カニューレ付は、3,193 円加算		
		電動式 72,000 円	顎下部等にあてた電動板を駆動させ経皮的に音源を口腔内に導き構音化するもの（電池又は充電器を含む。）	5年
点字図書	視覚障がい	必要と認めた額	点字により作成された図書。 (情報の入手を点字によっている視覚障がい者)	－
人工内耳用電池 (充電電池)	聴覚障がいであって、人工内耳を装用している者	17,600 円 ※片耳当たり	人工内耳に使用する充電電池であり、障がい者が容易に使用し得るもの。 ※空気電池との併給は不可	2年
人工内耳用電池用充電器	聴覚障がいであって、人工内耳を装用している者	28,600 円	人工内耳に使用する充電電池を充電するものであり、障がい者が容易に使用し得るもの。 ※空気電池との併給は不可	3年

種目	対象者	基準額	性能等	更新年数
【情報・意思疎通支援用具】				
人工内耳用電池 （空気電池）	聴覚障がいであって、人工内耳を装用している者	3,025 円／月 ※片耳当たり	人工内耳に使用する空気電池であり、障がい者が容易に使用し得るもの。 ※充電電池・人工内耳用電池用充電器との併給は不可	－

種目	対象者	基準額	性能等	更新年数
【排泄管理支援用具】				
ストーマ装具	直腸機能障がい （ストーマ造設者）	消化器系 8,858 円／月	ストーマから排出される便を処理するもので、低刺激性の粘着剤を使用した密封型又は下部開放型の収納袋。 また、装具使用にあたり必要と認められる付属品。 ただし、付属品のみの支給は不可。	－
	膀胱機能障がい （ストーマ造設者）	尿路系 11,639 円／月	ストーマから排出される尿を処理するもので、低刺激性の粘着剤を使用した密封型の収納袋で尿処理用キャップ付のもの。 また、装具使用にあたり必要と認められる付属品。 ただし、付属品のみの支給は不可。	
紙おむつ等 （紙おむつ、洗腸用具）	次のいずれかに該当する者で、紙おむつ等を必要とする者（3 歳以上）	12,000 円／月	ストーマ装具に代わるものとし、便、尿の処理が可能なもの。また、サラシ・ガーゼ・おしりふき等衛生用品。ただし、衛生用品のみの支給は不可。	－

種目	対象者	基準額	性能等	更新年数
【排泄管理支援用具】				
	①治療によって軽快の見込みのないストーマ周辺の皮膚の著しいびらん、ストーマの変形のためストーマ装具を装着することができない者 ②二分脊椎等先天性疾患（先天性鎖肛を除く）に起因する神経障がいによる高度の排尿機能障がい又は高度の排便機能障がいのある者 ③先天性鎖肛に対する肛門形成術に起因する高度の排便機能障がいのある者で、紙おむつ等の用具類を必要とする者 ④体幹 1・2 級かつ次の点を全て満たしていること。 A． 障がいの原因となった疾病等の発生時期が 6 歳未満（就学前の幼児を含む）であったもの B． 言語に限らずあらゆる方法によっても、排尿もしくは排便の意思表示ができないもの a 自力でトイレに行けないこと。 b 自力で便座（排便補助具の使用を含む）に座ることができないこと。 c 介助による定時排泄ができないこと。			
収尿器	下肢又は体幹機能障がい（排尿障がい（特に失禁）のある者）	7,500 円	採尿部と収尿部で構成されるラテックス製又はゴム製のもので、尿の逆流防止装置のついたもの。	1 年

種目	対象者	基準額	性能等	更新年数
【住宅改修費】				
居宅生活動作補助用具	下肢、体幹機能障がい、視覚障がい又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい（移動機能障がいに限る）を有する者であって 3 級以上 ただし、特殊便器への取替えをする場合は上肢障がい 2 級以上（6 歳以上）	200,000 円	障がい者の移動等を円滑にする用具で設置に小規模な住宅改修を伴うもの。 【住宅改修の範囲】 ①手すりの取付け ②段差の解消 ③滑り防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更 ④引き戸等への扉の変更 ⑤洋式便器等への便器の取替え ⑥その他前各号の住宅改修に付帯して必要となる住宅改修	－

留意事項 乳児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がいの場合は、表中の下肢又は体幹機能障がいに準じ取り扱うものとする。

別表第2（第2条関係）

【難病患者等】日常生活用具の種目及び性能

種目	対象者	基準額	性能等	更新年数
【介護・訓練支援用具】				
特殊寝台	寝たきりの状態にある者	154,000 円	腕、脚等の訓練のできる器具を付帯し、原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの	10 年
特殊マット	寝たきりの状態にある者	100,000 円	褥瘡の防止又は失禁等による汚染又は損耗を防止できる機能を有するもの。	5 年
特殊尿器	自力で排尿できない者	67,000 円	尿が自動的に吸収されるもので、難病患者又は介護者が容易に使用し得るもの	5 年
体位変換器	寝たきりの状態にある者	15,000 円	介護者が難病患者等の体位を変換させるのに容易に使用し得るもの	5 年
移動用リフト（昇降機）	下肢又は体幹機能に障がいのある者	200,000 円	介護者が難病患者等を移動させるにあたって、容易に使用し得るもの。ただし、住宅改修を伴うものを除く。	8 年
訓練用ベット	下肢又は体幹機能に障がいのある者	159,200 円	腕、脚等の訓練ができる器具を備えたもの	8 年

種目	対象者	基準額	性能等	更新年数
【自立生活支援用具】				
入浴補助用具	入浴に介護を要する者	90,000 円 ※種類の異なる複数の商品を給付する場合は、初回購入から5年の期間内に購入する合計額とする。	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、難病患者等又は介護者が容易に使用し得るもの。	5 年 ただし、給付した商品ごとに購入日から適用する。
便器	常時介護を要する者	4,450 円 手すり付 15,000 円	難病患者等が容易に使用し得るもの。	8 年
温水洗浄便座操作パネル	上肢機能に障がいのある者	21,600 円	障がい児・者が容易に使用し得るものであって、排泄の自立が図られるもの。ただし、取替えにあたり住宅改修を伴うものを除く。	5 年

種目	対象者	基準額	性能等	更新年数
【自立生活支援用具】				
移動支援用具	下肢が不自由な者	60,000 円 ※種類の異なる複数の商品を給付する場合は、初回購入から 8 年の期間内に購入する合計額とする。	おおむね次のような性能を有する手すり、スロープ等であること。 ただし、設置にあたり住宅改修を伴うものを除く。 ア 障がい児・者の身体機能の状態を十分踏まえたものであって必要な強度と安定性を有するもの。 イ 転倒予防、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具とする。	8 年 ただし、給付した商品ごとに購入日から適用する。
自動消火器	火災発生の感知及び非難が著しく困難な難病患者等のみの世帯及びこれに準ずる世帯	24,200 円	室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消火液を噴射し、初期火災を消火し得るもの。	8 年 ※消火器に定められた使用期限を過ぎた場合はこの限りではない。

種目	対象者	基準額	性能等	更新年数
【在宅療養等支援用具】				
ネブライザー (吸入器)	呼吸器機能に障がいのある者	36,000 円	難病患者等又は介護者が容易に使用し得るもの。	5 年
電気式たん吸引器	呼吸器機能に障がいがある者	56,400 円	難病患者等又は介護者が容易に使用し得るもの。	5 年
ネブライザー（吸入器）付電気式たん吸引器	呼吸器機能に障がいがある者	73,440 円	難病患者等又は介護者が容易に使用し得るもの。 ※ネブライザー（吸入器）及び電気式たん吸引器単体との併給は不可	5 年
動脈血中酸素飽和度測定器 (パルスオキシメーター)	人工呼吸器の装着が必要な者	157,500 円	呼吸状態を継続的にモニタリングすることが可能な機能を有し、難病患者等が容易に使用し得るもの。	5 年
発電機	呼吸器機能に障がいのある者 (人工呼吸器・電気式たん吸引器・ネブライザー・酸素濃縮器のいずれかを使用している者で過去5年以内に給付が確認できる者以外 は意見書が必要)	100,000 円	使用する医療機器の専用バッテリー、外部バッテリー又はポータブル電源を充電できるもの	10 年
人工呼吸器用バッテリー	人工呼吸器を使用している者	100,000 円	使用する人工呼吸器に使用できるもの	5 年
外部バッテリー又はポータブル電源	呼吸器機能に障がいのある者 (人工呼吸器・電気式たん吸引器・ネブライザー・酸素濃縮器のいずれかを使用している者で過去5年以内に給付が確認できる者以外 は意見書が必要)	50,000 円	使用する医療機器に使用できるもの	5 年

種目	対象者	基準額	性能等	更新年数
【住宅改修費】				
居宅生活動作補助 用具	下肢、体幹機能又は視覚に障がいのある者	200,000 円	難病患者等の移動を円滑にする用具で設置に小規模な住宅改修を伴うもの。 【住宅改修の範囲】 ①手すりの取付け ②段差の解消 ③滑り防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更 ④引き戸等への扉の変更 ⑤洋式便器等への便器の取替え ⑥その他前各号の住宅改修に付帯して必要となる住宅改修	－